

<別紙1>

介護老人保健施設メディケア51

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書
(2021年4月1日改施行)

1. 事業所概要

施設名	医療法人社団巖会 介護老人保健施設 メディケア51
施設長氏名	勝呂 徹
所在地	千葉県市原市町田 176
電話番号	0436-63-5165 (代表)
介護保険事業者番号	千葉県指定 指定番号第 1272403930 号
営業日および営業時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
休日	土・日曜日・祝日 12月29日～1月3日
サービス提供地域	市原市および施設から 15km 以内の区域

2. 事業目的と運営方針

○事業の目的

訪問リハビリテーション従事者の理学療法士または作業療法士が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適切なりハビリテーションを提供することを目的とする。

○運営の方針

訪問リハビリテーションの従事者等は、要介護等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保および向上を重視した在宅療養が出来るように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 訪問スタッフとサービス内容について

(1) 訪問スタッフについて

介護保険法で訪問リハビリテーションの提供に指定されている理学療法士、作業療法士が対応いたします。

(2) 担当スタッフの変更・お休みについて

① 当施設は、業務遂行上の都合により、複数名のスタッフで担当させていただく場合もありますのでご了承ください。

② 利用者及び扶養者は、担当訪問職員の変更を申し出ることが出来ます。その場合当施設は、訪問リハビリテーションの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に出来る限り応じます。

訪問スタッフの都合（学会・研修会参加等）によりお休みさせていただく場合があります。可能な場合は、他のスタッフにより対応させていただきます。

（3）サービス内容

○専門的な知識や技術を活用しながら、心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活活動能力の維持回復や各種活動に参加できることを目指します。

《具体的な実施内容》

動作を行いやしくするための準備

専門的技術を用いて関節の動きや筋肉の働きを良くするなど、動作に必要な要素を改善しながら動作効率を高めます。

実際の生活動作訓練、外出訓練、屋外歩行訓練

寝返り・起き上がり・立ち上がり・歩行などの基本動作から、トイレ動作や着替え、入浴動作などの日常生活動作を効率の良い方法で練習します。また、屋外へ出る練習など活動範囲が広がるように練習していきます。

介助方法のアドバイス

起き上がらせる、車椅子に乗り移すことは介護負担の大きい動作ですが、本人の能力を引き出し、楽に介助できる方法をアドバイスします。

身体に適した運動方法の処方、生活方法のアドバイス

自宅で出来る運動内容を提案したり、活動量の少ない生活から脱出できる方法を検討します。

身体に適した福祉用具や住宅改修のアドバイス

杖・歩行器の選定や手すりの設置などをアドバイスします。

○主治医の指示や認定審査会の意見、そして居宅サービス計画に基づき、心身の状態、生活状況、希望を踏まえて、目標を設定し、目標達成に必要なと思われるサービス内容を実施します。

○目標や必要と思われるサービス内容を記載した訪問リハビリテーション実施計画書を作成します。

○主治医・介護支援専門員・家族・他のサービス事業者との情報交換・連携に努めます。

4. 料 金

（1）利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、所得に応じ負担割合が異なります。詳しくは別紙利用料金表を参照してください。

※利用料の支払いについて保証を求めるにあたっては、サービス態様と利用状

況その他の事情を勘案して保証極度額を5万円と定めさせていただきます。

(2) キャンセル料

体調不良や都合によりキャンセルされる場合は、訪問予定時間の1時間前までにご連絡ください。

訪問当日、キャンセルの連絡をいただけなかった場合は、キャンセル料(交通費)として一律500円を当月分の利用料と一緒に請求させていただきますのでご了承ください。

(3) 料金のお支払方法

○毎月15日前後に、前月分の請求明細書を郵送か手渡しにてお渡しします。

○翌月1日頃までにお支払いください。

○お支払方法は下記のとおりです

指定銀行口座からの引き落とし(別途手続きが必要です)

銀行振込

施設窓口でのお支払い

※代理で訪問スタッフが利用料をお預かりし、窓口でお支払いすることも可能です。ただし、釣り銭のないようご準備ください。また、領収証は後日のお渡しになります。

5. 守秘義務

当施設および訪問スタッフは、訪問リハビリテーションを提供するうえで知り得た利用者やご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことは致しません。この守秘義務は利用が終了した後も継続します。

6. 相談・苦情の窓口

当施設が提供するサービスについては、次の窓口で相談・苦情を承ります。

○千葉県国民健康保険団体連合会

住 所	千葉市稲毛区天台 6-4-3
電話番号	043-254-7428

○市原市役所

住 所	市原市国分寺台中央 1-1-1	
電話番号	国民健康保険課(国保関係)	0436-23-9804
	高齢者支援課(介護関係)	0436-23-9873

○当施設の相談窓口

担当者	メディケア 51 支援相談員 櫃田
電話番号	0436-63-5165
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

7. 事故発生時の対応

○サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○当施設は、前項の事故状況および事故に際して採った処置を記録します。

○当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行います。

8. その他

○訪問リハビリサービスを提供するためには、かかりつけ医から情報提供が必要になります。診療情報提供書を作成するにあたり、医療機関から文書料を請求されますのでご了承ください。

個人情報の利用目的

(2019年4月1日現在)

介護老人保健施設メディケア 51 では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち

- －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- －当施設において行われる学生の実習への協力
- －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設メディケア 51 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 利用同意書

介護老人保健施設メディケア 51 の施設（介護予防）訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款及び別紙 1、別紙 2 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名 印

<親族及び保証人>

住 所

氏 名 印

<説明者>

氏 名 印

介護老人保健施設 メディケア 51

管理者 勝呂 徹 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	

【本約款第12条の緊急時及び事故発生時の連絡先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	